

令和2年度川崎町社会福祉協議会事業計画

川崎町社会福祉協議会における社会福祉事業は、定款第1条に規定する社会福祉を目的とした事業の健全な発達及び地域福祉活動の活性化により、社会福祉の推進を図るため次の事業を行います。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

社会福祉をめぐる状況は大きく変化している今日、社会福祉協議会では政策動向をしっかりと見極め、制度改正等に的確に対応し地域福祉を推進していくことが求められています。

特に国が推し進める「地域共生社会づくり」や「地域包括支援システムの推進」に向け、行政をはじめ地域の社会福祉法人、その他の団体等との連携・協働を図るとともに、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談支援につなげる機能強化を推進します。

また、平成31年度からは川崎町から川崎町地域包括支援センター業務を受託していますが、住民のさらなる福祉施策の推進を図るため積極的に取組を進めていきます。

また、社協理事会、評議員会、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、母子寡婦福祉会、身体障がい福祉会、保護司会、遺族会、ボランティア団体等を対象にした研修会等で住民間の交流を推進します。

2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指しています。本会においても川崎町との連携を図りながらその実現に向けた取組を検討・展開していく必要があります。

このような中で、本会では平成30年度より川崎町生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター業務）を受託し、現在住民の方々と勉強会を重ね、「助け合い・支え合いのまちづくり」の取組を進めていますが、今後さらに川崎町社会福祉協議会が中核となり地域の生活支援の充実をめざします。

また、各種団体、組織との連携強化に努め、社会福祉に関する講座や研修会等の実施など住民一人ひとりが気軽に参加できる環境づくりにも取り組みます。

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及宣伝、連絡調整及び助成

川崎町における地域共生社会の実現に向けて、ボランティアセンターの設置及び機能化が期待されています。引き続き行政と協議を進めていくとともに、地域の福祉団体・ボランティアグループとの連携や情報発信に努めます。

4. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

町の保健センターと連携しながら共同募金事業により地域福祉の推進を図ります。また、教育については、小学生への福祉教育冊子等の配布及び福祉教材の提供をすることにより福祉に関する教育の推進を図ります。

さらに、ボランティア団体に協力をいただき、視力の障がいがある方へ「広報かわさき」の音声テープ貸出しを継続して行います。

5. 共同募金事業への協力

共同募金事業は、住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の推進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられています。

本会においても、喜寿のお祝いをはじめ、米寿のお祝い、障がい児バスハイク、福祉教育読本の配布、福祉・ボランティア団体への助成等の事業を行っていますが、今後さらに多くの方々の参加とご協力をお願いし取組を進めていきます。

- (1) 老人クラブによる一円玉募金を4月から12月まで実施
- (2) 赤い羽根街頭募金及び大口募金を10月から12月まで実施
- (3) 戸別募金（各行政区長に依頼）を10月から12月まで実施
- (4) 民生委員・児童委員をはじめ福祉関係団体に協力を依頼する。

6. 川崎町総合福祉センターの運営

川崎町総合福祉センターが新しく建て替わり、また、昨年4月より川崎町地域包括支援センター業務を本会が受託することとなり、これまでの約1年間で高齢者及び障がい者事業等の相談業務において徐々に問題の共有や連携が行われるようになってきました。

このような中で、令和2年4月より川崎町老人福祉センターに子育て支援セ

ンター業務が開設されることとなりましたので、今後は保健センター、老人福祉センター、総合福祉センター施設を活用し、高齢者、子ども及び障がい者福祉サービスの機能連携強化に向けて取り組んでいきます。

また、各種福祉団体やボランティア活動に対する会議室の提供や貸館業務により福祉の増進を図ります。

7. 心配ごと相談業務

心配ごと相談事業は、町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言等を行い、福祉の増進を図ることを目的に、川崎町より事業委託を受けて実施していますが、これまで、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、学識経験を有する者計11名の相談員で相談業務を進めてきました。

しかしながら、近年、1日平均相談件数が0.6人～0.7人となっており、1日1人も来ない日もあり、かねてより開設日数の見直しの声が上がっていました。

よって、川崎町と本事業の運営内容等について協議を行った結果、令和2年度より次のとおり見直しを行い事業の推進を図っていくこととなりました。

《主な運営内容の見直し》

- | | | | |
|-----------|---------|---|-------------|
| ○相談の開設日 | 毎週1回水曜日 | ⇒ | 毎月第2及び第4水曜日 |
| ○相談員の任期 | 1年 | ⇒ | 2年 |
| ○相談員の年齢制限 | 制限なし | ⇒ | 80歳まで |

今後とも、相談者のさまざまな悩みの解決に努めるとともに、相談員の資質向上のため、事例研修を行い相談業務の充実を図ります。

8. 川崎町老人福祉センターの運営

令和元年度は、まず老人福祉センターの利用者増に向けた取組として、「小梅ちゃんの湯」の看板とのぼり旗を作成しPR活動に努めました。その後、利用者からの多くの要望があったため、川崎町と協議し、補給水の見える化を図るため、旧かけ流し施設の配管等を活用してかけ流し風の設備改修を行いました。

令和2年度は、経年劣化により錆びついて危険な状態にある玄関前の庇（ひさし）解体・補修工事と浴場の一部改修工事を行うことによって、気持ちよく利用しやすい環境整備を行います。

また、あらゆる世代間の交流のために、前年度実施できなかった折り紙、編み物、ペン字などのイベントやサークル活動等の実施などを検討し、地域住民から親しみのもてる施設運営に努めます。

また、令和2年4月より老人福祉センターの1階に子育て支援センター業務が開設されることとなりましたので、川崎町健康づくり課との連携も進めていきます。

9. 居宅介護支援事業

居宅事業における利用者件数が近年倍増し早急に対応する必要があること、また、居宅事業所には制度改正により令和2年度中に主任介護支援専門員を配置しなければならないことから、職員採用試験を実施し令和2年度から2名態勢で事業実施することとしました。

今後も、利用者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じ、自分らしく生活を営むことができるよう、自立支援と介護予防の視点を持ったケアマネジメントを法令に即して実施するとともに、他職種との連携を強化することで質の高いサービスの提供に努めます。

10. 訪問介護事業

利用者が地域において、その人らしい日常生活が送れるよう、利用者の人格を尊重し、心身の特性や状況など、その環境に応じて適切なサービスの提供に努めます。また、ケアマネージャー及び関係機関等との連携を図りながら、緊急時も敏速・的確な対応に努めます。

なお、ホームヘルパーの確保が依然として厳しく、またこれに加えホームヘルパーの高齢化等によりサービスの提供が大変困難になっていますが、引き続き確保に向けた取組を進めます。

11. 介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域の中で、安心して自立した日常生活を送るための支援を目的とし、利用者の能力に応じた自立支援に努めます。

また、関係機関等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化防止に努め、利用者や地域住民から信頼される事業所を目指します。

12. 障がい福祉サービス

障がいのある方が、日常生活及び社会生活を自分らしく過ごすことができるよう、利用者の意見及び人格を尊重するとともに、常に利用者の生活ニーズにそった居宅介護サービスを提供するように努めます。

また、関係機関との連携を図りながら、居宅介護事業や重度訪問介護事業、知的・精神障がいのある方の外出等の移動支援、視覚障がいのある方の同行介護事業を行うとともに、質の高いサービスを提供します。

1 3. 福岡県の生活福祉資金貸付事業

福岡県の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成2年条例第27条）の規定に基づいて、福岡県社会福祉協議会が低所得者、高齢者、障害者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活をおくるための支援を行っていますが、川崎町社会福祉協議会はその相談窓口として、福岡県社会福祉協議会へ繋ぐ役割を果たしていきます。

1 4. 障害者(児)相談支援事業

障がい者一人ひとりの人権と意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、利用者の生活を把握し、課題の解決や自立のために必要で適切なサービスの提供を受けるための計画作成を行い、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援を提供します。

また、相談支援専門員としての資質向上に努めるとともに、地域や事業所、行政など関係機関に働きかけを行います。

1 5. 介護予防支援業務

地域包括支援センター業務の必須事業としてのこの事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援を行うものです。

要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

1 6. 川崎町地域包括支援センター業務

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置されており、また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民の多様なニーズに応えることの

できる地域に密着した一元化された総合相談拠点を目指すものです。

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

また、生活支援体制整備事業では、引き続き、情報交換・共有の場、話し合う場、支援の輪を作っていく場として、「でてこんかい・かたらん会（協議体）」を開催していくとともに、地域資源調査及び出前講座等を実施します。

17. その他この法人の目的達成のための必要な事業

「生活困窮」「社会的孤立や孤独」「心身の障がいや不安」など、既存の制度では対応できない制度の狭間にいる方等への支援は今日的な課題となっています。

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため自分一人で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方が利用する日常生活自立支援事業は、令和元年10月より、基幹的社協運営から全市町村実施方式へと変わりました。本会も現在、社協職員を専門員及び生活支援員として配置して、関係調査や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等々を行っています。予想以上の業務負担により対応件数に苦慮していますが、細やかなサービス提供が迅速にできるよう努めます。

また、平成29年度より開始された福岡県社会福祉法人経営者協議会等が実施主体である「ふくおかライフレスキュー事業」は、現物給付という緊急時のツールを備えた生活困窮者等に対する相談・支援事業であり、複数の社会福祉法人がそれぞれの専門性を活かしながら包括的に支援する取組です。今後も地域の社会福祉法人とも連携しながら取組を進めていきます。